時間外等勤務実績の登録・確認の不備

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 | 措置の内容 |
| 都市整備部  　河川室 | 職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものがあった。   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 職員 | 事実発生時期 | 件数 | | Ａ | 令和４年12月 | １件 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 | 未支給の時間外勤務手当については、勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、総務サービス課に依頼し、追給を行った。  本件を受けて、室内全職員に対し、時間外勤務を行った場合は速やかに時間外勤務の実績入力を行うよう室内幹部会議及びメールを通じて周知した。  今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者による確認を徹底し、適正な服務管理を行う。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年６月１日から同年７月５日まで）